

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

施 術 者	施 術 所		業務の種類	指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地 (出張專業の場合は施術者の住所)		
沼田 邦彦	鍼・灸・PLUS+SKA 白木ノマド店	広島市安佐北区白木町秋山406-1	はり・きゅう	令和7年6月10日
永田 真之	ハピネス鍼灸院 河原町	広島市中区河原町7番3-402号	はり・きゅう	令和7年5月29日